平成２８年（フ）第１４６号
函館市美原４丁目18番20号　メゾン美原Ⅱ203号室
債務者　小縣　美香
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５０号
愛知県岡崎市矢作町字土井城15番地１　シェモア土井城103、前住所愛知県岡崎市大和町字塗御堂67番地１
債務者　加納　義郎
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４５８号
大阪府吹田市寿町１丁目３番９号（302）
債務者　須方　　進
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８５３号
大阪府東大阪市箕輪１丁目10―７　コスモピア赤光408、住民票上の住所大阪府東大阪市長田中５丁目１番37―505号
債務者　古賀美智子（旧姓仙石）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６７号
大阪市生野区中川４丁目17番10号　岩本方
債務者　茂山秀吉こと　孫　　秀吉
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８７号
大阪市城東区古市３丁目10番９―208号
債務者　伊澤　敏夫
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３号
埼玉県本庄市児玉町長沖223番地６　田中ヴィレッジ202号
債務者　大崎　芳江
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３８号
三重県志摩市阿児町鵜方3302番地７
債務者　森田　章加（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
山形県長井市館町北10番41―１号　白山ハイツ102号
債務者　高橋　慎司
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第３７２号
さいたま市見沼区大字東門前303番地８　アロマハウス201、旧住所さいたま市岩槻区大字鹿室714番地　ひまわり荘102
債務者　南　　明宏
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８６号
さいたま市見沼区深作３丁目３番地７　ガーデンハイツ２　302
債務者　中村　　綾（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５７号
さいたま市岩槻区大字鹿室550番地３　プラス鹿室
債務者　武士隆太郎
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９３号
埼玉県川口市幸町２丁目４番７号　フラッツＫ　202号
債務者　佐々木和紀
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８０２号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸２丁目４番25号　メゾネットＫ102号
債務者　横張　　悟
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
埼玉県比企郡滑川町大字福田273番地２
債務者　栗原　理恵
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１７２号
埼玉県行田市富士見町２丁目20番地13
債務者　菊池三喜雄
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８６号
埼玉県熊谷市桜町１丁目３番１号
債務者　齊藤　理恵
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部